

「民事信託サービス」の取扱いを開始します

2023年7月5日

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、お客さまの資産管理や資産承継ニーズにお応えするため、一般社団法人 民事信託推進センターと提携し、2023年7月10日（月）から「民事信託サービス」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

民事信託は、認知症などにより自身の財産管理が困難となる場合に備え、お客さまのご預金や不動産等の大切な資産を信託契約に基づいてご家族などに信託するものです。

当金庫では、「民事信託サービス」として、民事信託に関するご相談・ご利用を希望するお客さまを民事信託士に取次ぐ「取次サービス」と、民事信託口座を開設する「口座開設サービス」を取り扱いたします。

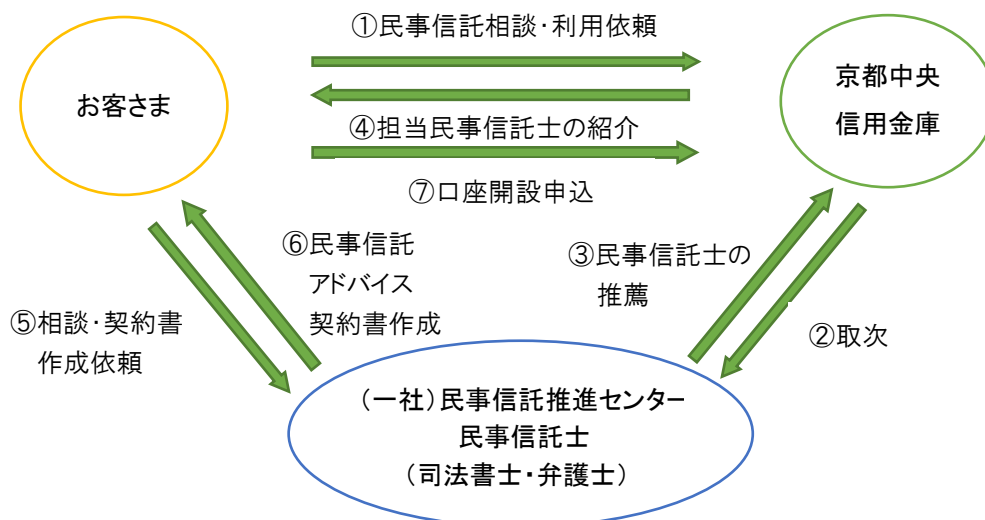
当金庫は、お客さまのさまざまなニーズにお応えするため、今後もより一層のサービスの提供に努めてまいります。

記

「民事信託サービス」について

取次サービス	お客さまを民事信託士*に取次ぐサービスです。 *民事信託士とは、一般社団法人 民事信託推進センターに所属する司法書士・弁護士をいいます。
口座開設サービス	民事信託契約に基づいて民事信託口座を開設するサービスです。 ●口座開設手数料：55,000円（税込） ※ご利用にあたり、当金庫所定の審査を行います。審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。
提携先	【名称】一般社団法人 民事信託推進センター 【代表者】代表理事 押井 崇 【所在地】東京都中央区銀座1丁目12番4号7階
取扱開始日	2023年7月10日（月）

<サービスの流れ>



以上